

事業の承継による労働保険料等債権債務引継書

令和 年 月 日

福岡労働局労働保険歳入徴収官 殿

次の労働保険番号に係る事業については、下記の事由による事業の承継に伴って、労働保険料等の債権債務を引き継ぎました。

このため、事業主変更に関する『労働保険 名称、所在地等変更届』を提出することとし、労働保険料の確定精算の手続きは行いませんので、よろしくお願いします。

		都道府県	所掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
労働保険番号	一	4 0				一

变更前

事業場所在地

事業場名称

事業主氏名

変更後

事業場所在地

事業場名称

事業主氏名

法人番号

[illegible]

記

- 1 個人事業の相続
- 2 個人事業の譲渡(営業権のみの譲渡等ではない)
- 3 個人事業の法人事業化
- 4 法人事業の個人事業化
- 5 法人事業の分離独立(子会社化や分社化等)
- 6 その他

$$\left(\begin{array}{c} \text{ } \end{array} \right)$$